X 新幹線鉄道振動の状況

1 新幹線鉄道振動の監視

振動については環境基準が設定されてないため、環境庁長官は運輸大臣に対し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日環大特第32号)により、新幹線鉄道振動の指針値による対策を勧告している。

県内では、県、浜松市が、新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況を確認するために、新幹線鉄 道沿線地域において調査を実施している。

令和2年度に実施した調査の状況は、表X-1のとおりである。

表X-1 調査の実施状況

お送中となるの時候	測定地点数				
軌道中心からの距離	県	浜松市	合計		
25 m	7	2	9		
50 m	7		7		

2 新幹線鉄道振動の指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日環大特第32号)において、新幹線鉄道振動の指針値として70dBが示されている。

3 新幹線鉄道振動の調査結果

令和2年度調査において、軌道から25 m及び50 mの調査では全ての地点で指針値に適合した。

表X-2 新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況

N-	測定地点	地点側の軌道 指針値		軌道から 25m		軌道から 50m	
No.		(上下線別)	(dB)	評価値(dB)	適否	評価値(dB)	適否
1	三島市若松町	上	70	60	0	56	0
2	沼津市西沢田	下	70	59	0	53	0
3	焼津市大栄町	上	70	57	0	52	0
4	島田市阪本	下	70	48	0	42	0
5	島田市阪本	下	70	59	0	50	0
6	袋井市大門	下	70	50	0	45	0
7	磐田市中泉	上	70	53	0	44	0
8	浜松市南区鶴見町	下	70	56			_
9	浜松市西区舞阪町	上	70	54	0	_	-

⁽注) 指針値及び評価値は、列車ごとの最大振動レベルの平均値(L_{Smax}、単位デシベル(dB))である。